

2026年(令和8年)6月1日より

入院時の食事に係る標準負担額が変わります

●当院では「入院時食事療養費(I)」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は18時以降)、適温で提供しています。

●入院時の食事代は、診療料などの費用とは別に下表の自己負担が必要です。

【入院時1食あたりの負担額】

一般 (70歳未満)	70歳以上の 高齢者	標準負担額(1食あたり)	
		令和7年4月1日まで	令和8年6月1日から
●一般 (下記以外)	●一般 (下記以外)	510円	550円
		指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 300円	330円
●低所得者 (住民税非課 税)	●低所得者II	過去1年間の入院期間が90日以内 240円	270円
		過去1年間の入院期間が90日超 190円	220円
該当なし	●低所得者I	110円	130円

●食事の締め切り時間は以下のとおりです。

体調不良や外出・外泊などにより食事をとらない場合には、以下の時間までに病棟職員にお申し出ください。締め切り時間後にお申し出があった場合、通常料金となります。

区分	締め切り時間
朝食	前日の午後3時
昼食	午前9時30分
夕食	午後2時



●選択メニューについて

常食をお召し上がりの患者さんには、週3回(夕食のみ)、選択メニューを提供しています。追加料金はかかりません。